



令和6年8月30日

岩手県知事
達 増 拓 也 様

一般社団法人

日本塗装工業会岩手県支部

支部長 松田 隆二

岩手県塗装工業組合

理事長 近江 樹一郎



要 望 書

陳情の趣旨

岩手県におかれましては、平素より塗装業界、中でも一般社団法人日本塗装工業会岩手県支部並びに岩手県塗装工業組合の活動に対しまして、格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

私ども地域の塗装業者は、長年、社会インフラの整備と維持管理を通じて地域社会とともに歩み、雇用の維持並びに地域経済の発展に貢献してまいりました。しかしながら建設業を取り巻く環境は、労働基準法改正による建設業の時間外労働の上限規制の適用、技術者の高齢化や人口減少による人材不足、人件費・資材価格の値上がり、そして値上がりを反映した積算が行われていない現状等と、はなはだ厳しい状況にあります。

こうした中、私共日本塗装工業会県支部と県塗装工業組合は、従来から街づくり、地域づくりを目指し、地域に密着した専門工事業として社会的使命を認識し、岩手県との緊密な連携を通して県民が安心して生活できる社会作りと地域経済の発展に鋭意取り組んで参ります。

県ご当局におかれましては、是非その意をお汲み置き頂き、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。



令和6年度 要望事項

1. 塗装業者への分離発注について

塗装業者への分離発注は少しずつ行われている状況ではありますが、まだ多くは土木・建設会社への一括発注がなされているのが現状であります。

専門工事業者へ直接発注の方が大幅なコスト削減へと繋がります。また、「第3次担い手3法」の働き方改革にて時間外労働の上限規制が適用され、規制されることによる工期の適正な設定が必要となりますので、分離発注となれば円滑かつ効率的な対応が可能です。

何卒公共施設や学校改修、橋梁補修の発注については分離して発注していただき、また直接工事における塗装工事の比例割合が多い場合は、優先的に「塗装工事」として発注していただけるようお願いしたい。

特にも、低濃度P C B廃棄物の処理期限が、P C B特措法において2027年3月31日までとされており、期限を過ぎると罰則もあることから、対象となる橋梁等の塗り替え工事を早期に行う必要があります。塗装業者は橋梁の低濃度P C B廃棄物を適切に処理することが可能ですので、是非とも優先的に発注を頂きたい。

県の発注工事等公共工事での現場管理、現場施工が塗装業界全体の技能・技術の継承となり、「担い手」の育成機会にも繋がっております。

どうか上記、当塗装業界の現状をご勘案して頂きたい。

2. 塗装業者への発注件数並びに発注額増額について

本県は本州最大の面積を有しているにも関わらず、塗装工事受注件数の状況は他県に比べ少なく、また請負契約額においても東北六県で最低のラインに入っています。

このような中、私共は技術に優れた専門工事業として、研鑽に努めてきたところであります。幅広い受注機会の拡大並びに各事業者の技術革新を後押ししていくためにも、指定地域の拡大または全県内への発注をご検討いただき、発注件数増加30件超、及び発注金額20億円以上をご考慮頂きたい。

3. 入札制度について



① 一次下請けの実績について

同一企業による受注の偏りを無くすために、総合評価の施工実績の評価点について、一次下請けの実績も評価点数に加えて頂きたい。

② 評価点数について

技術の向上、技術の継承、品質確保に繋げていくためにも建築・鋼橋塗装技能士も評価点数の対象に加えて頂く事と総合建設業に優位な入札制度とならない為に登録基幹技能者の配点を上げて頂きたい。

③ 配置予定技術者の要件について

総合評価の公平性に期するためにも、塗装工事としての発注時は、発注工種類以外での「配置予定技術者の表彰実績」や「週休2日制の取組実績」は技術評価点に考慮しない様にお願いしたい。

④ 塗装工事における入札参加資格要件の自社施工条件について

塗装技能者、塗装職人を自社雇用している塗装専門工事業者の受注機会の拡大になるよう、法面工事の「吹付工又はボーリングマシンによる削孔工に従事する技術者及び作業員の総数を2分の1以上は自社雇用の者を含む」自社施工の条件の記載がある通り、塗装工事における自社施工の条件にも、既に条件とされている「主要工種に係る職長には必要となる技能士等を自社雇用の者を配置できること」の他に「全体施工面積の1/2以上もしくは1,000m²以上を自社施工とし、自社施工には下請けを行っている完全協力会社は含まない」を追記頂きたい。

4. 予定価格事前公表の見直しについて

予定価格の事前公表を導入する理由として、入札の透明性の向上、発注者受注者双方の事務効率の向上、さらには予定価格に係る不正の排除があると思われます。

しかしながら予定価格の事前公表は、予定価格が入札金額の目安となり、技術的・管理的に問題がある他業種事業者の参入、入札に係る工事内訳書の根拠となる積算の放棄、契約前の辞退、低入札の原因となるとともに、施工品質の低下、丸投げのケースが発生する恐れがございます。

関係省庁連絡会議による「発注関係事務の運用に関する指針」の中にもあるように、「予定価格については、入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないことなどから、原則として事後公表とする」との記載があります。事前公表を廃止し、入札参加者の技術力や経営力による適正な競争・工事品質の確保をお願いしたい。